





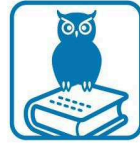


「経営者のための情報Note」 Vol. 141

		タイトル、及び配布例				
		病 院	診 療 所	歯 科 医 院	福 祉 施 設	一 般 ・ そ の 他
A	 Philosophy Note フィロソフィ ノート	<今月のタイトル> その「気持ち」(『思い』)をカタチにする				
		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
B	 Medical Note メディカル ノート	<今月のタイトル> 今後の感染拡大に備えた医療提供体制 について「考え方」示す				
			<input type="radio"/>			
C	 Dental Note デンタル ノート	<今月のタイトル> 歯科技工の規制改革で何が変わる？				
				<input type="radio"/>		
D	 Welfare Note ウェルフェア ノート	<今月のタイトル> 総合事業の変更点などの改正点を周知				
					<input type="radio"/>	
E	 Environment Note 環境 ノート	<今月のタイトル> 健康被害への懸念高まる ～ 命脅かす気候危機 ～				
		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
F	 Topics Note トピックス ノート	<今月のタイトル> 病気の子、犬が支える ～ ファシリティー犬 ～				
		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

「経営者のための情報Note」は、当財団より毎月提供いたします。



Philosophy Note

その「気持ち」（『思い』）をカタチにする

■「気持ち」とは

「気持ち」とは、広辞苑で次のように説明しています。

- ① 物事に対して感ずる心のあり方。感情。
- ② 心の置かれている状態。気分。
- ③ 対象に対してそなえる心のもちかた。気構え。

つまり、「気持ち」とは、心の在り方、状態、持ち方など、心にどのような『思い』を抱いているか、その心の中の中味を指しているのです。

■何故「気持ち」をカタチにすることが大事なのか

宮澤章二氏は、その著、『行為の意味』で、「確かに<こころ>はだれにも見えないけれど、<こころづかい>は見えるのだ。それは人に対する積極的な行為だから、同じように胸の中の<思い>は見えないけれど<思いやり>は、だれにでも見える。それも人に対する積極的な行為なのだから」と行為の意味するところを私達に教えてくれています。

日頃「ああしよう」、「こうしよう」と彼は思いを巡らし計画を立てても、その気持を行動に移さなければカタチにならないのです。つまり、「見える化」しなければ『心』の中味である『思い』を『行い』でカタチにし、『結果』に結び付けることは出来ないこととなります。

また、儒教の経書『大学』の教えに「思い内にあれば色外にあらわる」があります。“心の中に思っていることがあれば、隠そうとしても顔色や挙動に自然にあらわれるものだ”^{いかにほど}と云うのです。この教えは、ビジネスの世界でも大切なもので、「お客様の役に立つ仕事をしよう」と如何程『心』で思ってもそれが行動として具現されない限り、お客様にその思いをカタチとして伝えることは出来ないのです。究極、カタチに出来るか、出来ないかの差は、『思い』（＝「気持ち」）の強さの差によるのです。

■「気持ち」をカタチにするには

1. 「小を積む努力」をしカタチにする

二宮尊徳は、二宮翁夜話の第120夜に「大事をなそうと思^{おこた}うなら、小さいことでも怠らず努力するようにしなけりゃいかん。小が積って大となるからだ。」と教えています。

また、「百万石の米だって粒の1つ1つが大きいわけではなく、また、1万ヘクタールの田を耕すのもその作業は、一畝^{くわ}ずつ耕^もしていくほかはないのだ。千里の道を行くにも、一步一步歩いていくほかない。山をつくるのでも一簣^この土からできていることをよくわきえて、小さなことでもゆるがせにせず、一生懸命努力すれば大きなことは必ず成就するのだ。」と云っています。

この教訓が私達に示唆するように、実行すべきことを強固な『思い』をもって地道な努力することがカタチにするには不可欠なのです。

2. 自らの「役割」と「責任」を自覚しカタチにする

職業会計人のための『会計事務所繁栄の条件』の著者、石尾登氏、石井巖氏は、会計事務所の真の存在価値を「それは会計事務所のクライアントに、なるべく多くの税金を納めさせるように努力させることである。」と云っています。

この考えは、全ての業種・業態に通用するものです。何故なら、ビジネスの根本は、『利他』の実践であり、相手である他人が求めている利益を実現する以外にないのです。

ビジネスの世界で「絶対的に必要とされる存在」になるためには、自らに与えられた事業の意義・目的を明確にし、その「役割」と「責任」を自覚し「お客様に喜んでいただける」行動を通じて、カタチにする以外に方法はないのです。

*ノルウェー「よい納税者を育てるために教育する。」



Medical Note

今後の感染拡大に備えた医療提供体制について「考え方」示す 《厚生労働省》

厚生労働省は9月14日、「今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた医療提供体制の構築に関する基本的な考え方について」を、各都道府県衛生主管部（局）等に向け事務連絡した。これは、新型コロナウイルス感染症に対応する医療提供体制について、今後感染力の強い変異株の流行やワクチン接種の進展に伴う患者像の変化、重症化リスクの高い者が重症化することを予防する効果のある中和抗体薬が使用可能となったこと等を踏まえ、また、今後も中長期的に感染拡大が反復する可能性があることを念頭に、今後の医療提供体制を構築していくことが必要とされることから、その基本的な考え方について提示した。各都道府県には、感染状況を踏まえつつ、現下の対応と並行して、今後の医療提供体制の在り方について検討するよう依頼した。

「考え方」は具体的に、▼体制構築の再検討の必要性、▼今後の感染拡大を見据えた認識共有、▼地域における連携体制の深化、▼相談・外来診療体制の整備、▼病床確保及び臨時的医療施設・入院待機施設の整備、▼宿泊療養施設における療養体制の整備、▼自宅療養者の健康管理・医療提供体制の強化、▼医師・看護師等の医療人材の確保——の項目に細分化。中でも、体制構築の再検討の必要性として、これまでの医療提供体制確保の取り組みを着実に実施することが基本となるが、感染力の強い変異株の流行により、本年夏以降にそれまでの1日当たり最大新規感染者数の数倍の規模での感染拡大が発生していたことや、ワクチン接種が先行した諸外国でも大規模な感染拡大が発生していることを踏まえ、こうした場合も念頭に置いた医療提供体制の構築が必要である点、また重症化リスクの高い者が重症化することを予防する効果のある中和抗体薬が使用可能となったことから、その活用方法について検討することが必要である点を挙げた。地域における連携体制の深化については、▼確保病床の迅速な即応化（患者受入体制の整備）を行うことができるよう、確保病床については、患者受入れが実際に可能なコロナ病床を確保するとともに、確保病床に入院している一般患者の転院調整について、あらかじめ地域の医療機関間の連携体制を構築しておくこと、▼受入れに当たって特別な配慮が必要となるコロナ患者（妊産婦、小児、障害児者、認知症患者、がん患者・透析患者、精神疾患を有する患者、外国人等）について、地域内の受入医療機関をあらかじめ設定する等、確実な受入体制を整備すること、▼コロナ病床の最大限の活用のために、地域内の医療機関間の役割分担の明確化・徹底を行い、コロナ患者受入医療機関から後方支援医療機関等への回復患者等の転院調整の仕組みを構築すること、▼コロナ病床の患者受入可能状況の地域の関係者間での共有や、感染の急拡大により医療提供体制がひっ迫した際の入院・療養先調整機能の都道府県調整本部への一元化等の体制強化、都道府県調整本部・保健所の調整業務への他部局からの応援を含む全庁的な追加応援体制の計画的な整備等を進め、都道府県における入院・療養先調整機能を強化すること——等を提示。また、相談外来診療体制の整備として、診療・検査医療機関及び受診・相談センターの確保を引き続き行うとともに、かかりつけ医等の地域の医療機関と連携した相談・外来診療体制を整備することを示している。



Dental Note

歯科技工の規制改革で何が変わる？

■ 小規模ラボの経営安定にもつながる

6月18日に閣議決定された規制改革実施計画で、歯科技工のデジタル化、働き方改革が大幅に進む可能性が出てきました。歯科技工に関する規制改革は、①地域における歯科技工所間の設備の共同利用、②CADデータの設計を想定したテレワークの推進です。これまで、歯科技工所の設備構造基準などにより規制されていたものを、業態の変化に適合するよう撤廃。産業としての歯科技工を発展させるのが目的とされます。

東京歯科保険医協会が2020年9月に実施した都内ラボへのアンケート（N=211件）によると、歯科技工士1名のラボが51%。開設者の年齢で最も多いのが60歳代で、年齢が高いほど個人ラボが多い傾向でした。今後、高齢の歯科技工士が運営している小規模ラボが、多数廃業していく可能性が示唆されます。

今回の規制改革は、デジタル化に即応する業態に変革していくというだけでなく、小規模ラボの経営環境を改善し、歯科技工物の安定供給を図るためにも有効だと言えます。

歯科技工をめぐる社会情勢について発信を続けている歯科技工士の岩澤毅氏（秋田県開業）は、今回の規制改革について、元気なうちに設備を処分したいが、仕事も続けたいという、小規模ラボが抱える終活問題に新たな選択肢を作るものと評価しています。機械を共同利用できるようになれば、小規模ラボの歯科技工士が、経営リスクを減らしつつ仕事を続けられるようになると期待されています。

■ 女性歯科技工士の働き方改革

また、テレワークの推進は、近年、急速に増加している女性歯科技工士の働き方改革につながります。これは、歯科技工所の監督下で勤務する歯科技工士が、在宅などでCAD設計を行い、設計データを技工所に送るといった業務を想定しています。

これまでの設備構造基準では、規模に関わらず歯科技工物の製作を一貫して行うことを前提としており、「設計だけ」「研磨だけ」と、別々のラボで分業することは難しいのが実情でした。これは、歯科技工所の外で行われる作業の管理責任を誰が負うか、という問題が解決されなかったためだとされています。

今回、オンラインで歯科技工所とつながった居宅などを想定し、CAD設計をはじめとするデジタル歯科技工でのテレワークが可能になりました。これは、ずっと以前から技術的には可能な働き方だったのに制度が追い付いていなかった例ですが、出産、育児などで家を離れられない女性歯科技工士の就業環境が整ったことから、離職問題に一つの解決策を与える改革だと言えます。

■ 厚労省以外に陳情ルートができた

今回の閣議決定につながる内閣府の議論の中で、従来の「歯科業界団体から厚生労働省に陳情する」というコミットのあり方に限界があることが明らかになりました。

歯科技工の規制改革を審議した医療・介護ワーキンググループ（第6回、2021年2月10日）の議事録を見ると、「管理責任があいまいになって衛生管理上の問題が生じる」など、ネガティブな想定を示す厚労省に対して、所管大臣（当時）の河野太郎氏が「世の中を知らなさすぎるのではないかと、厳しいコメントをしたことが残されています。

おそらく、これまでも、歯科技工に限らずさまざまな現場からの問題提起やアイデアに対して、「〇〇の問題が出たらどうするんだ」と、否定的な態度を示してきたものと考えられます。実際、今回の規制改革につながる提案を行った野島正美氏（テクニカルセンター代表取締役）によれば、「歯科技工士会から厚労省にお願いに行っても、通常は歯科保健課長で止まる。厚労省とは別のルートからの陳情だったため制度を動かせた」とのこと。

今回の一連の流れは、業界を規制するための行政組織とは別に、産業育成につながる政策を行うルートを持つことで、制度的な要望を実現させていける可能性を示唆するものです。現在、デジタル分野を中心に、歯科の産業としての変革期に突入しています。時代の変化に適合したネゴシエーションを身に着ける必要があるのかもしれない。





Welfare Note

総合事業の変更点などの改正点を周知

～厚生労働省～

厚生労働省は9月21日、「令和3年度地域支援事業実施要綱の改正点について」(介護保険最新情報 Vol.1008)を都道府県に事務連絡し、主な改正点を周知した。改正では、要支援、要介護と認定される前の高齢者も対象とする「一般介護予防事業」の目的や内容の見直し、任意事業における介護用品支給事業の要件の見直しのほか、次のような改正が行われている。

●市町村が中心となって要支援者に対して実施する介護予防・日常生活支援総合事業のうち介護予防・生活支援サービス対象者については、要支援者および基本チェックリスト該当者となっているが、補助により実施される住民主体のサービスを継続的に利用する要介護者を対象者に追加した。継続利用要介護者が地域とのつながりを継続することを可能とするためのものであり、引き続き介護給付を受けることができる。

●総合事業のサービスに関する人員・設備・運営基準について、新規に告示を制定して規定する基準の内容を削除した。これまで国が具体的な上限を定めてきたサービス価格(単価)について、国が定める額を勘案して市町村が定めることになる。



新厚労大臣には後藤茂之氏が就任

～政府～

10月4日に発足した岸田文雄内閣において、厚生労働大臣に自民党の後藤茂之衆議院議員が起用された。後藤氏は今回が初入閣となる。党内では新型コロナウイルス感染症対策本部座長、厚生労働部会長、社会保障制度調査会事務局長、社会保障制度調査会介護委員長などを歴任。そのほかにも、衆議院厚生労働委員長や国土交通大臣政務官、法務副大臣、菅義偉政権においては自民党政務調査会長代理を務めてきた。厚労関係の要職に就いた経験も豊富であることから、その手腕が期待される。

なお、副大臣には自民党の古賀篤衆議院議員、公明党の山本博司参議院議員が、大臣政務官には自民党の大隈和英衆議院議員と自民党の島村大参議院議員がそれぞれ就任した。山本副大臣と大隈政務官は続投。また、山本副大臣は内閣府副大臣を、島村政務官は内閣府大臣政務官を兼任し、新型コロナウイルスワクチンを担当する。

古賀副大臣と大隈政務官は主に福祉、年金、労働を、山本副大臣と島村政務官は医療や子育て支援を主に担当する。



Environment Note

健康被害への懸念高まる ～ 命脅かす気候危機 ～

■ 取り返し付かないことに

地球温暖化がもたらす熱波が熱中症患者増加の原因となることが指摘されている。だが、気候危機による健康への悪影響は他にも多い。各国の医学関係者の間で、近い将来に健康被害が深刻化することへの懸念が高まっている。

■ 医学誌が異例の共同論説

「産業革命以来の気温上昇が1.5度に達することや、生物多様性の消失が人々の健康に取り返しが付かない破局的な影響をもたらす」一。9月6日、世界の220を超える医学や看護学の専門誌が異例の共同論説記事を掲載。「2021年を世界がこれまでのコースを大きく変える年にするべきだ」と訴えた。

論説は「世界の65歳以上の暑熱による死者数は過去20年間で50%以上増えている」と指摘。「新型コロナウイルスのパンデミックが終わるまで、温室効果ガスの排出削減を待つわけにはいかない」と、大幅な排出削減に即座に取り組むよう求めた。

熱波によって熱中症で命を落とす人が増えていることは比較的、知られている。だが、気候危機が健康に与える悪影響はそれだけではない。

論説は熱中症のほかにも、脱水症状や腎機能の低下、皮膚がん、妊娠時の合併症、アレルギー、循環器疾患などの患者や、それらによる死者が増加しているとした。また、温暖化が進むと、マラリアやデング熱など、熱帯域に多い感染症を媒介する蚊の分布域が広がり、感染症が増えることも指摘されている。

多くの研究者が指摘するのは、気候危機による健康影響が、世界の格差や不平等を拡大させるという問題だ。

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)は「温暖化が進めば、特に貧しい発展途上国を中心に、健康被害の増大をもたらすと予想される」と警告。干ばつや豪雨などの気象災害によって食料生産が影響を受けることで食糧不足が深刻化し、幼年期の子どもの発達や成長に取り返しのつかない影響を与えることも懸念材料だとした。

論説も、子どもや高齢者、貧困層や少数民族などの社会的弱者が特に大きな影響を受けることを指摘し、先進国が率先して排出削減を進める一方で、脆弱な保健システムの強化などにつながる途上国支援を増やすことも重要だとした。

世界保健機関(WHO)によると、将来的に温暖化に関連する死者は年間25万人に上り、損害額は20億～40億ドルに達する可能性がある。

WHOのテドロス事務局長は「コロナウイルスにはワクチンがあるが、気候変動にワクチンはない。気温が少しでも上昇すれば、それはわれわれの健康と将来を危うくするし、逆に少しでも低く抑えれば、より安全で健康な生活に近づくことができる」とのコメントを論説に寄せた。





Topics Note

病気の子、犬が支える ～ ファシリティードッグ ～

■ 検査や手術に付き添い

小さな子どもが病気になると、治すためだと分かっているにもかかわらず、検査や治療、リハビリのたびに痛みや不安など強いストレスを受ける。そんなとき、優しい目をした犬がそばにいればどうだろう。不安や痛みを和らげ、家族や周囲の人を癒す仕事を担うのが「ファシリティードッグ」だ。日本でも小児専用病棟で導入が始まったが、一層の普及には多くの課題も残る。

■ 4施設目

ファシリティードッグは、随時の訪問などを主としたセラピードッグとは異なり、特定の施設に所属して活動する犬のことだ。2010年に静岡県立こども病院が国内初導入。その後、12年に神奈川県立こども医療センター、19年に東京都立小児総合医療センターに配置された。

4施設目は東京都世田谷区の国立成育医療研究センターだ。今年7月1日、ファシリティードッグの「マサ」（ラブラドルレトリバー、オス2歳）と、犬を管理して行動を指示する「ハンドラー」の権守礼美さんに委嘱状が手渡された。

権守さんは小児看護専門看護師の資格を持つ臨床経験25年のベテラン看護師。先輩ハンドラーの活躍を見て志し、専門の訓練を受けて認定された。

マサは、性格まで見極められて選ばれた1頭。国内で育成されたファシリティードッグとして初の配属。生後すぐから訓練に励み、権守さんが「優しく落ち着きがあり、役に立つことが好き」と信頼するパートナーだ。

■ 痛みを軽減

日本で普及プロジェクトを進める認定NPO法人「シャイン・オン・キッズ」によると、ファシリティードッグの仕事は多岐にわたる。

入院している子どもとの触れ合いや添い寝、手術や検査の際の付き添い、薬が飲めない子や食事が進まない子の支援、きょうだいや家族のケア、リハビリ支援などに当たる。イタリアの小児病院の研究では、血液検査を受ける子どもの注射針による痛みが、犬の付き添いで軽減されたとの結果が出ている。

医療機関で日常的に動物が活動するため、感染予防などの安全対策には特に気を使う。犬の健康管理はハンドラーの大事な仕事。毎日の健康状態のチェックや毛繕い、定期的なシャンプー、病室に入るときの足拭き、犬が触れたところの消毒などが必須だ。静岡県立こども病院など国内外からの報告で、ファシリティードッグの導入は院内の感染率や見つかる細菌に影響しなかった。国内11年の導入実績でも感染事故はない。

■ 普及に課題

国内の小児医療機関は多数あり、普及はまだまだだ。シャイン・オン・キッズの村田夏子プログラム・マネージャーによると、当面は全国の小児がん拠点病院の数に相当する15施設の導入を目指す。現状では年1カ所の配置が精いっぱい。1施設で1千万円以上かかる運営費などの資金調達も課題で、ウェブサイトなどで常時寄付を募っている状態だ。

村田さんは、病気の子に犬が寄り添うことの医学的な効果を確認、日本からも発信する必要もあると考えている。「成果によって医療関係者や病院経営者が導入時の費用対効果を判断しやすいようにしたい」と話す。

人の養成も急がれる。犬を国内で育成するために訓練に当たる専属のトレーナーも育てたい。ハンドラーの増員も不可欠だ。日本初のハンドラーである森田優子さんは「医療に従事した経験を生かして患者を支える、やりがいのある仕事。ぜひ、応募して欲しい」と呼び掛けた。